

政策評価制度の概要

1 政策評価制度に関する主な経緯

(1) 政策評価制度の導入

政策評価制度は、平成9年12月の行政改革会議最終報告を受けて、中央省庁等改革の柱の一つとして、13年1月、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として全政府的に導入された。その後、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）により法制化された（平成14年4月施行）。

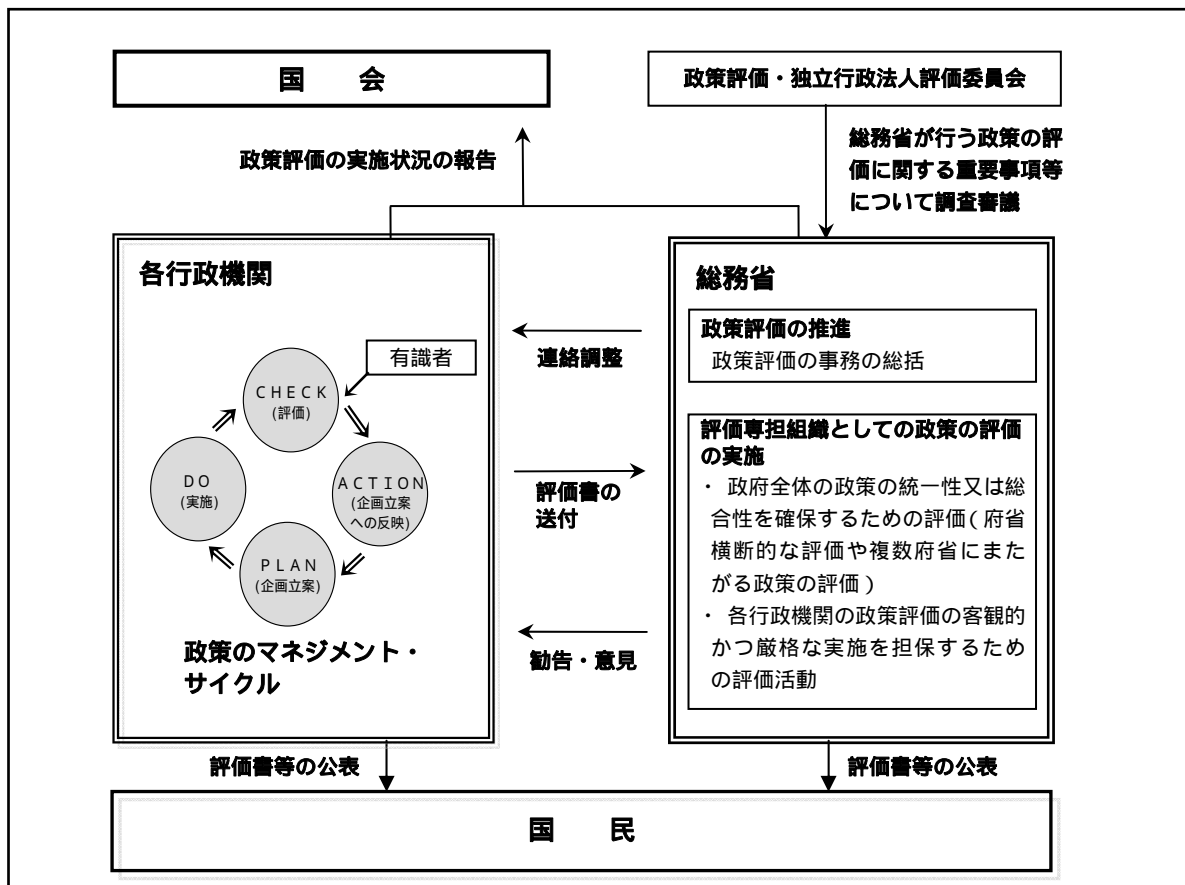
(2) 法施行後の見直し

法の施行から3年を経過した平成17年12月には、政策評価と予算・決算との連携の強化や重要政策に関する評価の徹底等を柱として制度の見直しを行い、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）を改定し、政策評価の計画的かつ着実な推進を図っている。

2 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について、自ら評価を行うことが基本である。また、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専担組織としての総務省は、各行政機関が担うことができない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を実施することとされている。

図1 政策評価の仕組み



(1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないこととされている。

基本計画及び事後評価に関する実施計画の策定

行政機関の長は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を規定した政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることとされている。

また、事後評価については、その具体的な方法等を規定した事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めることとされている。

【後記Ⅲ－1－(1)－①（21 ページ以下）及びⅣ（37 ページ以下）参照】

事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、i) 研究開発、ii) 公共事業、iii) 政府開発援助及びiv) 規制の新設又は改廃をすることを目的とする政策（以下「特定4分野の政策」という。）については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【後記Ⅲ－1－(1)－②（22 ページ以下）及びⅣ（37 ページ以下）参照】

評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ－1－(2)－②（30 ページ以下）及びⅣ（37 ページ以下）参照】

政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ－1－(3)（31 ページ以下）及びⅣ（37 ページ以下）参照】

(2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、各行政機関とは異なる評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成できない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、次のような評価活動を実施し、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表する

こととされている。なお、評価に当たっては、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、総務省は行政評価等プログラムを策定している。

【後記Ⅲ－２－(1) (33 ページ以下) 及びⅤ (225 ページ以下) 参照】

統一性又は総合性を確保するための評価活動

i) 2以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認められるもの、ii) 2以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認められるものについては、総務省が統一性又は総合性を確保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ－２－(2) -① (34 ページ以下) 及びⅤ (226 ページ以下) 参照】

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、i) 当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又はii) 行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときには、総務省が当該行政機関の政策に関する政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ－２－(2) -② (34 ページ以下) 及びⅤ (258 ページ以下) 参照】

(3) 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

(4) 政策評価・独立行政法人評価委員会

政策評価に関する基本的事項及び各行政機関の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項について調査審議し、総務大臣に意見を述べること並びに法の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理するため、総務省に政策評価・独立行政法人評価委員会が設置されている。

3 政策評価の実施時期

(1) 各行政機関が行う政策評価

多くの行政機関においては、各年度の業務開始に向け、毎年度末ごろに翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価が実施されている。

一般政策（注）については、予算要求等に反映するため、8月末の予算概算要求期限までに政策評価が実施されている。近年における各行政機関の政策評価に関する取組状況をみると、予算概算要求までに評価が行われるべき政策についてはすべて評価が行われており、また、評価書の総務大臣への送付、公表が行われている。

政策評価の結果は、予算査定等に活用され、年末には翌年度の政府予算案が決定されている。このほか、公共事業については、年度末に補助事業の実施地区の採択等のための政策評価が実施されている。

【後記Ⅲ－１－（２）－②（30 ページ以下）及びⅣ（37 ページ以下）参照】

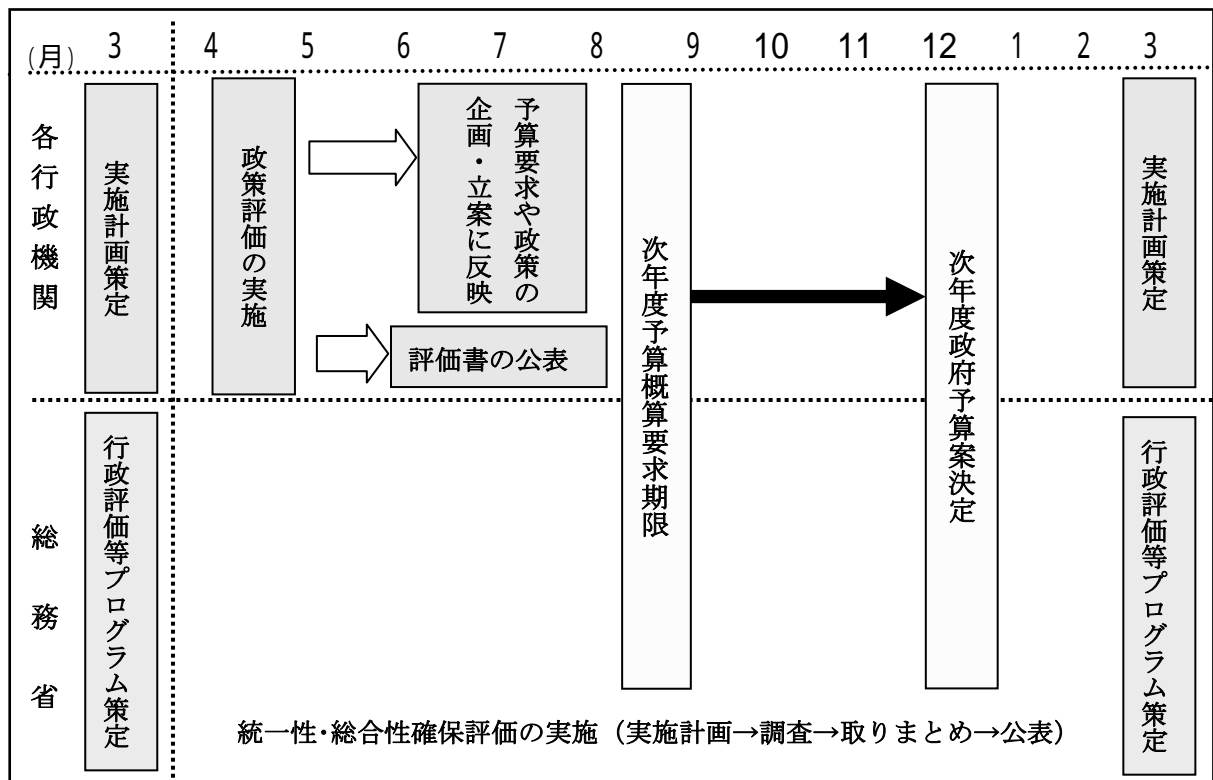
（注）公共事業等以外の政策。

(2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価活動については、毎年度末ごろに、翌年度以降の3年間についての行政評価等プログラムを策定し、これに基づき評価を実施している。なお、行政評価等プログラムは、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしている。

【後記Ⅲ－２－（１）（33 ページ以下）及びⅤ（225 ページ以下）参照】

図2 政策評価の実施時期等



（注）各行政機関における政策評価の実施時期については、一般政策に係る状況を記載している。

4 政策評価の方式

各行政機関は、政策の特性等に応じて図3のような「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらを組み合わせた適切な方式を用いて、政策評価を行っている。

なお、平成20年度における政策評価の実施方式（特定4分野の政策に係る事業評価方式6,433件を除く。）をみると、実績評価方式が312件、次いで事業評価方式が274件、総合評価方式が69件となっている。

【後記Ⅲ－1－(2)－①（27ページ以下）及びⅣ（37ページ以下）参照】

図3 政策評価の代表的な評価方式

	対 象	時 点	目的・ねらい	方 法	実施件数 (20年度)
事業 評価 方式	個々の事務 事業が中心、 施策も対象 となる	事前 必要に応じ事 後検証	事務事業の採 否、選択等に 資する見地	あらかじめ期 待される政策 効果やそれら に要する費用 等を推計・測定	274件(注) (事前及び 事後)
実績 評価 方式	各府省の主要 な政策等	事後 定期的継続 的に実績測 定、目標期間 終了時に達 成度を評価	政策等の不断 の見直しや改 善に資する見 地	あらかじめ政 策効果に注目 した達成すべ き目標を設定 し、目標の達成 度合について 評価	312件
総合 評価 方式	特定のテーマ (狭義の政 策・施策)	事後 一定期間経 過後が中心	問題点を把握 その原因を分 析など総合的 に評価	政策効果の発 現状況を様々 な角度から掘 り下げて分析 など総合的に 評価	69件

(注) 「実施件数(20年度)」については、特定4分野の政策に係る事業評価方式による評価件数6,433件を除いている。

